

7月12日(金) (予定)

**令和元年度国民健康保険税納税通知書を発送します。**

わが国では、職業や年齢に関係なくすべての人がいずれかの健康保険に加入しなければならないことになっており、職場の健康保険等に加入している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

**[納税義務者]**

世帯主が納税義務者となります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に加入している方がいれば、「擬制世帯主」として納税義務を負います。

**[税額の算定方法]**

国民健康保険に加入している方の前年中の所得(所得割額)、固定資産税額(資産割額)、被保険者数(均等割額)、世帯(平等割額)に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ごとに算定し、その合計額が税額となります。

区分	所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
算定基礎	総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(33万円)控除後の合計額	被保険者の本年度中の固定資産税のうち土地及び家屋にかかる部分の額	被保険者1人当たり	1世帯当たり
税率等	医療分	25%	15,000円	10,000円
	後期分	—	8,000円	—
	介護分	—	8,100円	—

※介護分は、加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

**◆賦課限度額**

税制改正により医療分の賦課限度額を3万円引き上げました。

医療分 61万円 + 後期分 19万円 + 介護分 16万円 = 合計 96万円

**国民健康保険税の見直しについて (お知らせ)**

平成30年度からの広域化により、国保特別会計では医療給付に必要な費用を交付金として収入し、皆さんから納付された国保税を国保事業納付金として支出しています。しかし、現状の税収では支出額をまかなうことができないため、不足分を町の一般会計から繰り入れています。

国保の安定した財政運営を実現するため、今後算定方式を含めた適正な税率への見直しを進めていきます。詳細については、随時広報かみさと等でお知らせします。

**[軽減制度]**

世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、均等割と平等割が軽減される制度があります。

**◆軽減判定基準所得**

税制改正により5割軽減および2割軽減の判定基準所得(下線)を拡充しました。

判定基準	軽減率
世帯の所得が33万円以下	7割軽減
世帯の所得が33万円+ (被保険者数および特定同一世帯所属者数×28万円) 以下	5割軽減
世帯の所得が33万円+ (被保険者数および特定同一世帯所属者数×51万円) 以下	2割軽減

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。



軽減を受けるためには、世帯内の**16歳以上のすべての国民健康保険加入者**(前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方を含む。)の所得の申告が必要です。申告先は税務課窓口(1階<sup>⑫</sup>番)です。

## 〔納付方法〕

4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

- ◇普通徴収 8回の納期に分けて納付書や口座振替により納付する方法
- ◇特別徴収 4・6・8・10・12・2月の6回に分けて受給年金から徴収する方法  
※特別徴収は、下記の条件にすべて該当する方が対象となります。
- ①国民健康保険に加入している世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。
- ②世帯主も含めて、世帯内の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である。  
※年度途中で75歳になる世帯主の方は対象となりません。
- ③世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない。

## 〔減免制度〕

特別な事情（災害等）により、納税が困難であると認められる場合には、申請により保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。  
※減免申請は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに申請書を提出する必要があります。

## 納税相談をご利用ください

滞納に至るには、様々な事情があります。一人で悩まず・放置せず早めに相談して下さい。納税相談の結果、被災・離職・病気になった場合など個々の事情により減免・徴収猶予・分割納付など該当する方もいます。まずは、納付できない理由をお聞かせ下さい。平日等、都合のつかない方は休日・夜間開庁日をご利用下さい。

しかし、財産があり納税できるにもかかわらず納付していただけない方へは、納税の公平性を担保するため、次のような法的手段を行使する場合があります。

## 預貯金の差押え

銀行等の金融機関の預貯金について、町税の滞納がある場合には、調査を行い、差押えて税金に充当いたします。

## 不動産の差押え

土地・家屋も差押え対象として、調査し公売を検討します。

## 生命保険の解約返戻金の差押え

生命保険に解約返戻金が見込まれ、町税の滞納がある場合には、内容により差押えを実施します。

## 搜索

滞納処分のため、必要があるときは、差押える財産等発見のため搜索を行ないます。

## 給与等の差押え

生活をするための最低金額は保証されますが、それを超える部分について勤務先等へ調査を実施し、支払われる給与等に対して差押えを行なう場合があります。

## 所得税還付金の差押え

国税である所得税に還付があり、町税の滞納がある場合には、差押えを実施します。

## 動産の差押え

自動車・バイク等の動産も差押え対象として、公売を検討します。

町税の滞納については、行政サービス等の低下に繋がる恐れがあります。町では、今後も税の公平性を保ちながら、自主財源の確保と効率的な行政運営に努めてまいりますので町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 町税の滞納状況

【現年度分】

		平成30年度	平成29年度	平成28年度
町税	収納額	3,904,928,373円	3,901,003,381円	3,826,810,738円
	収納率	99.10%	98.85%	98.91%
うち 住民税	収納額	1,413,170,512円	1,409,933,708円	1,373,728,499円
	収納率	98.85%	98.47%	98.47%
国保税	収納額	587,663,481円	605,464,054円	624,671,570円
	収納率	95.12%	94.55%	93.96%

【滞納繰越分】

		平成30年度	平成29年度	平成28年度
町税	収納額	49,434,993円	50,402,257円	54,371,352円
	収納率	33.22%	28.52%	27.01%
うち 住民税	収納額	21,596,020円	26,835,571円	28,661,282円
	収納率	38.92%	40.49%	37.15%
国保税	収納額	36,915,208円	36,765,780円	40,635,306円
	収納率	31.88%	29.31%	30.06%

## 納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

- ◆7月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） **7月14日(日)**  
【夜間】（午後8時まで） **7月25日(木)**  
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

- ◆相談窓口の問合せ…税務課収税係 **【☎35-1221(内線1121~1125)】**  
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡下さい。

固定資産税第2期・国民健康保険税第1期の納期限は**7月31日(水)**です。  
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

## ■65歳以上の方の介護保険料が一部変更になります

10月の消費税率10%への引き上げに伴い、令和元年度の介護保険料が下記のとおりになります。所得段階が第1～第3段階の方につきましては、保険料額が変更になります。第4～第9段階の方は前年度と同額です。詳細につきましては、7月に発送予定の通知をご覧ください。

問合せ…高齢者いきいき課【☎35-1243】

### ◆令和元年度の保険料一覧

所得段階			計算方法	年額(円)
第1段階	本人が町民税非課税	生活保護被保護者等 老齢福祉年金受給者 本人の前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋ 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.375 (△0.075)	21,800 (△4,300)
第2段階		本人の前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋ 課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.625 (△0.125)	36,300 (△7,300)
第3段階		世帯全員が町民税非課税の方(第2段階に該当しない方)	基準額×0.725 (△0.25)	42,100 (△1,500)
第4段階	世帯課税	本人の前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋ 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	52,300
第5段階		本人は町民税非課税の方(第4段階に該当しない方)	基準額	58,200
第6段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	69,800
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	75,600
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	87,300
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.70	98,900

※1 「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

※2 表中の( )内の数字は前年からの増減を表しています。△は減になります。

## ■「令和元年度埼玉県介護職員雇用推進事業等」参加者募集

介護の仕事は、人を支え社会を支える、やりがいのある仕事です。

埼玉県では、介護の仕事に興味がある方に対し、経験の有無等に応じて、研修の受講から県内介護事業所への就職までを幅広く支援しています。

### 事業内容

#### (1) 介護職員雇用推進事業

介護事業所への就職を希望している方に対し、介護職員初任者研修の受講から県内介護事業所への就職までを支援します。

#### (2) 高齢者等介護職員就労支援事業

介護の仕事希望している60歳以上の方に対し、研修の受講から県内介護事業所への就職までを支援します。

募集…5月募集開始

ホームページ…<http://www.kaigo-manabu.com/>

問合せ…株式会社シグマスタッフ大宮支店

(受託事業者)【☎048-782-5173】

事業委託元…埼玉県(福祉部高齢者福祉課)

## ■「元気ちよっくらサポーター養成講座」を開催します

元気ちよっくらサポーターとは養成講座で「こむぎっち ちよっくら健康体操」を習得し、地域の高齢者が正しく楽しく体操できるようお手伝いするボランティアです。

日 時…全8回(欠席は2回まで)

7月20日(土)～9月7日(土)までの

毎週土曜日 午前10時～正午

会 場…上里町役場 4階大会議室

※7月20日、8月24日は福祉町民センター(社会福祉協議会)2階研修室で開催します。

定 員…30名 参加費…無料

申 込…7月19日(金)までに電話申込み

申込み・問合せ…上里町地域包括支援センター

(高齢者いきいき課内)

【☎35-1243】



【第8期元気ちよっくらサポーター養成講座受講生】

# 後期高齢者医療保険に

# 加入している皆さんへ

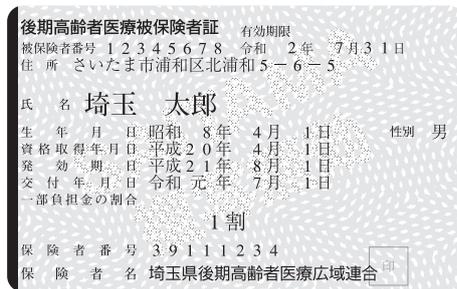
◆後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日(水)までです。

8月以降に医療機関等で受診される場合は、

7月中に届く新しい被保険者証をご提示ください。

※新しい被保険者証は紫色です。



問合せ

○後期高齢者医療制度について  
健康保険課医療年金係

【 ☎ 35-11222 】

○介護保険について

高齢者いきいき課高齢介護係

【 ☎ 35-11243 】

○年金生活者支援給付金について

ねんきんダイヤル

【 ☎ 0570-05-1165 】

◆均等割額の軽減率が一部変更になります

世帯の所得状況に応じて次のとおり軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合	
	平成30年度	令和元年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	8.5割	<b>8.5割</b>
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	<b>9割</b>	8割
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	<b>5割</b>
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	<b>2割</b>

※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。ただし、介護保険料の軽減は住民税課税者が同居している場合は対象となりません。

8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、今年度は8.5割軽減を据え置きとなります。

# 「高齢者等生活応援隊」

～支え合い・助け合いのまちづくり～  
かみさと高齢者等支え合いサービス

社会福祉協議会では、町に在住する高齢者世帯等を対象に、ボランティア(協力会員)を派遣し、日常生活上の援助を行う「高齢者等生活応援隊」事業を実施しています。

## サービスを利用する場合

▼利用料：1時間500円

▼利用方法：利用会員として社会福祉協議会に登録し、サービスの利用依頼をします。商工会で商品券を購入し、派遣されたボランティアからサービスの提供を受けたら、謝礼として商品券を渡します。

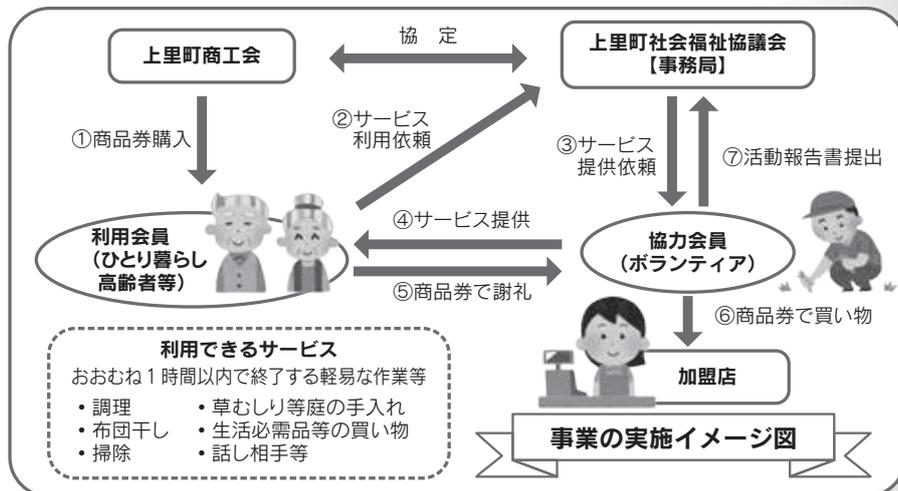
▼利用できるサービス：調理、布団干し、掃除、草むしり等庭の手入れ、買い物、話し相手等

## ボランティアとしてサービスを提供する場合

▼登録：協力会員として社会福祉協議会に登録します。

▼サービス提供：社会福祉協議会から依頼を行います。

▼謝礼：1時間につき上里町商品券(500円)



## 協力会員大募集!

この事業は、ボランティア(協力会員)の協力があって初めて成立します。少しでも手伝えるかな、という方、ぜひお問合せください。地域の皆さんの「支え合いサービス」活動への参加をお待ちしております。

問合せ：上里町社会福祉協議会 ☎33-42221